

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（2024年4月開始）に関するお知らせ

2024年4月1日（月）より、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、口座管理法）」に基づく預貯金口座への個人番号（以下、マイナンバー）付番が開始されます。

三井住友銀行で保有するすべての預金口座にマイナンバーを付番

三井住友銀行で保有する預金口座（これから開設される口座を含みます）について、口座管理法に基づくマイナンバー付番が開始されます。

2024年4月1日以降、法令に基づき、預金口座開設の受付時にマイナンバー付番の意思確認をさせていただきます。

法令上、お客さまには金融機関へマイナンバーを届け出る義務はありません。

ご希望の場合のみ申し出ください。

届出いただいたマイナンバーは、利子所得等に関する支払調書の作成や金融機関が破綻した場合の預金額の把握、生活保護法第29条の資料提出等、法令に基づいて口座を特定する場合に利用されます。

マイナンバー付番にあたり必要な書類等

預金口座へのマイナンバー付番には、三井住友銀行の店頭でマイナンバーの届出をいただく必要があります。

届出に際し、、、 のいずれかの書類をご用意ください。

マイナンバーカード

通知カード（1）と顔写真ありご本人さま確認書類1種類（2）

通知カード（1）と顔写真なしご本人さま確認書類2種類（3）

- 通知カードに記載の住所・氏名に変更がある場合には受付できません。
その場合は、マイナンバーの記載がある住民票の写し（発行後6カ月以内のもの。地方公共団体から発行された原本）をご用意ください。
- 運転免許証（または2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書） 在留カード等
- 健康保険証、住民票の写し（発行後6カ月以内のもの。地方公共団体から発行された原本）等

三井住友銀行

SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION